

I. 実施主体

1 組織

(1) 組織の概要

組織の名称	株式会社サーティファイ		
英文表記	Certify Inc.		
設立年月日	2001年6月29日（創業1983年）		
所在地	東京本社：東京都中央区日本橋茅場町2-11-8 茅場町駅前ビル		
	試験センター：新潟県新潟市中央区弁天3-2-20 弁天501ビル (本店)		
電話番号	03-5645-0333	FAX番号	03-5645-0334
ホームページ	https://sikaku.gr.jp/	E-mail	info@certify.jp
資本金	100,000千円		
代表者	代表取締役 国山 広一		
従業員数	43名（パート社員含む）		

(2) 沿革

1983年	日本情報処理教育普及協会を設立、創業 ・情報処理技術者能力認定試験開始
1988年	・ワードプロセッサ技能認定試験開始
1992年	・C言語プログラミング能力認定試験開始 日本ホテル実務教育協会設立 ・ホテル実務技能認定試験開始
1994年	・Visual Basic®プログラミング能力認定試験開始
1995年	・Excel®表計算処理技能認定試験開始 マルチメディアクリエイター教育普及協会設立 ・Illustrator®クリエイター能力認定試験開始 ・Photoshop®クリエイター能力認定試験開始
1996年	日本ソフトウェア教育協会設立 ・Word 文書処理技能認定試験開始 ・Access®ビジネスデータベース技能認定試験開始
2000年	・Java™プログラミング能力認定試験開始 Web利用・技術検定協会設立 ・インターネットユーザー能力認定試験開始

2001年	<ul style="list-style-type: none"> ・Webクリエイター能力認定試験開始 ・PowerPoint®プレゼンテーション技能認定試験開始 ・Flash®クリエイター能力認定試験開始 株式会社サーティファイ設立
2002年	サーティファイの各認定委員会へ組織改編（名称変更）
2003年	日本語コミュニケーション能力認定委員会設置 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語コミュニケーション能力認定試験開始
2004年	著作権検定委員会設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス著作権検定®開始
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ制作能力認定試験開始 コンプライアンス検定委員会設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスコンプライアンス®検定開始
2007年	基本情報技術者試験の構造改革特別区域における特例措置（IT特区）に対応
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア・コミュニケーション検定開始 ・ケア・コミュニケーション アセスメント試験開始
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・営業力強化検定®開始 ・営業力強化検定®「Webテスト」開始 ・bjリーグスキルアップテスト開始（実施機関）
2012年	・ネットマーケティング検定開始
2013年	・実践日本語コミュニケーション検定開始
2014年	ジュニア・チアダンス検定委員会設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア・チアダンス検定開始
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ開始 ・ジュニア・プログラミング検定開始
2017年	・実践 Java™ 技術者試験開始

(3) 経営理念等

経営理念
人々の幸福と豊かさを実現するために、社会のニーズに合った事業の可能性を追求し、地域社会・国家・国際社会の発展に寄与する。
使 命
当事業をとおして、人々の知的欲求・向上心を応援し、人と企業を成長させる力となり、社会に貢献する。

(4) 組織規定（定款）

当社の定款（平成 13 年 6 月 29 日制定、平成 22 年 11 月 26 日改正）は次のとおりであります。

株式会社サーティファイ 定款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、株式会社サーティファイと称し、英文では C e r t i f y I n c . と記す。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①資格、技能に関する検定試験の開発、実施。
- ②模擬試験の開発、実施。
- ③書籍、教育図書、雑誌その他の印刷物の企画、制作及び販売。
- ④前各号に付帯する一切の業務。

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を新潟県新潟市に置く。

第 4 条（公告の方法）

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,000 株とする。

第 6 条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第 7 条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 8 条（相続人等に対する売渡しの請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第 9 条（募集株式の発行等）

当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行等を行う場合は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨、募集事項および募集株式の引受けの申込みの期日を取締役会の決議により決定する。

第 10 条（株式取扱規程）

当社の株式の名義書換、株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条（基準日）

当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、

その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第16条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

第17条（員数）

当社の取締役は、5名以内とする。

第18条（選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条（解任方法）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

第 29 条（監査役の設定等）

当社は監査役を置く。

第 30 条（監査役の監査の範囲の限定）

監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

第 31 条（員 数）

当社の監査役は、2 名以内とする。

第 32 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条（報 酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

第 35 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

第 36 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し行う。

第 37 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 38 条（剰余金の配当等の除斥期間）

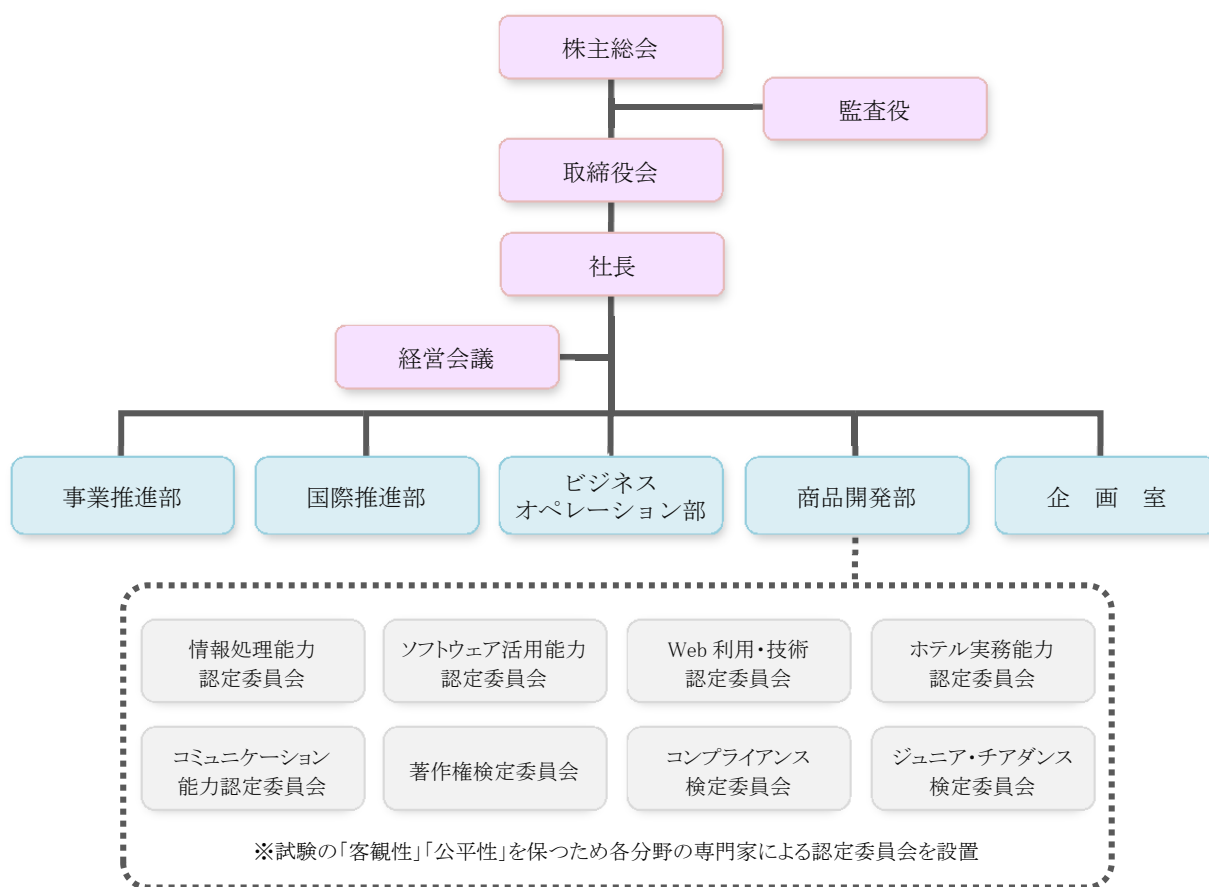
剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

(5) 組織体制

①組織図

当社の組織は次のとおりであります。



②役員及び担当業務

	氏名	担当業務・役職
代表取締役	国山 広一	社長、企画室 室長
取締役	木村 雅子	国際推進部 部長
取締役	瀧澤 茂	
監査役	伊保橋 晃	

③業務推進体制

部署名	業 務 内 容
事業推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・検定試験及び検定問題集の営業、販売 ・新規商品、学習支援コンテンツに関するマーケティング、販売戦略の立案 ・市場別営業戦略の立案、実行 ・検定営業業務の整備 他
国際推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・既存検定試験の海外展開戦略の立案、実行 ・実践日本語コミュニケーション検定の拡販を目的とした営業戦略の立案、実行 ・実践日本語コミュニケーション検定試験及び検定問題集の企画、開発、改編 他
ビジネス オペレーション部	<ul style="list-style-type: none"> ・受験申請の受付、試験資材の発送、在庫管理 ・答案回収、採点、合否判定、結果の通知、認定証の発行・発送 ・検定試験全般に関する各種運用システムの管理 ・情報管理（個人情報、開示情報） ・外部検定、模擬試験等の業務受託 他
商品開発部	<ul style="list-style-type: none"> ・検定試験及び検定問題集の企画、開発、制作、改変 ・検定試験の冊子印刷／コンテンツ管理 ・新規商品及び学習支援コンテンツの企画、開発 他
企 画 室	<ul style="list-style-type: none"> ・認定委員会、検定委員会の運営 ・外部団体との業務提携推進企画、受託業務企画 他

④認定委員

<情報処理能力認定委員会>

区 分	氏 名	現職・経歴等
委員長	玉井 哲雄	法政大学理工学部創生科学科 教授
委 員	佐藤 義孝	株式会社ワイズ・ナビ 代表取締役社長
委 員	椎名 堯慶	元株式会社 SORD 電算機システム（現 東芝パソコンシステム株式会社） 創業社長
委 員	加藤 正彦	一般社団法人 IT 人材育成協会 会長
委 員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<ソフトウェア活用能力認定委員会>

区 分	氏 名	現職・経歴等
委員長	天野 昭	株式会社 ニューメディア 代表取締役
委 員	海保 博之	東京成徳大学学長 学術顧問

委員	金井 浄	元 LEC 会計大学院 教授、公認会計士
委員	日比野 雅夫	元 NEC アメリカ 社長
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<Web 利用・技術認定委員会>

区分	氏名	現職・経歴等
委員長	大岩 元	慶應義塾大学 名誉教授
委員	山名 早人	早稲田大学 理工学術院 教授
委員	植野 真臣	電気通信大学大学院 情報理工学研究所 情報数理学講座 教授
委員	稲蔭 正彦	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 研究科委員長兼教授
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<ホテル実務能力認定委員会>

区分	氏名	現職・経歴等
委員長	井上 博文	東洋大学 名誉教授
委員	松坂 健	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部観光デザイン学科 教授
委員	大野 正人	高崎経済大学地域政策学部観光政策学科 教授
委員	川島 保司	元 セルリアンタワー東急ホテル 常務取締役総支配人
委員	中岡 春人	元 森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社 取締役
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<コミュニケーション能力認定委員会>

区分	氏名	現職・経歴等
委員長	正木 勝秋	元 人事院管理局研修審議室研修研究官
委員	小森 茂	青山学院大学 教育人間科学部 名誉教授
委員	近江 誠	南山短期大学 名誉教授
委員	北出 亮	日本ビジネスコミュニケーション学会 理事長
委員	大木 博史	ジャイロ総合コンサルティング株式会社 取締役会長
委員	荒木 登茂子	地域健康文化学研究所 主任研究員

委員	松田 美幸	福岡県男女共同参画センターあすばる館長
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<著作権検定委員会>

区分	氏名	現職・経歴等
委員長	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長
委員	小川 明子	山口大学 大学研究推進機構知的財産センター 特命准教授
委員	片桐 昌直	大阪教育大学教育学部 教授
委員	木村 友久	山口大学知的財産センター 副センター長
委員	中小路 大	中小路法律事務所 弁護士
委員	長塚 真琴	一橋大学大学院法学研究科 教授
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<コンプライアンス検定委員会>

区分	氏名	現職・経歴等
委員長	郷原 信郎	郷原総合コンプライアンス法律事務所 代表弁護士
委員	大槻 哲也	社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 名誉会長
委員	野村 修也	中央大学法科大学院 教授
委員	藤沼 亜起	前 IFRS 財団評議会 副議長
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

<ジュニア・チアダンス検定委員会>

区分	氏名	現職・経歴等
委員長	三田 ジョンストン智子	NFL ダラスカウボーイズ チアリーダー(1998-2000)
委員	山本 智章	医療法人愛広会 新潟リハビリテーション病院 院長
委員	国山 広一	株式会社サーティファイ 代表取締役

(6) 組織の運営方針

社会のニーズに即した、高品質な検定試験、民間ならではのフレキシビリティときめ細やかなサービスを活かした、信頼ある民間資格認定会社を目指す。

- ・ビジネス社会が求める人材像及び必要とされる能力・スキルを指標化し、明示。
- ・受験者が保有する能力や技能レベルを正確に測定し、その到達度を認定。
- ・労働市場における求職者と仕事（企業）の間のジョブマッチングの精度向上に貢献。

2 事業内容

当社の主な事業は次のとおりであります。

事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ビジネス能力、技能に関する検定試験の開発、主催、運営・実施・スポーツ、文化に関する検定試験の開発、主催、運営・実施・主催する検定試験に対応した問題集の開発、発行
------	---

上記事業のほか、株式会社日本プロバスケットボールリーグ（bjリーグ）主催「bjリーグスキルアップテスト」の運営を受託しております。

当社は、検定試験の「客観性」「公平性」を担保するため、分野ごとに専門家による委員会を設置しており（「I-1-(5)組織体制」参照）、委員会により各検定試験の推進概要が検討されます。

各委員会が主催する検定試験の受験方法は、「公開試験」と「団体受験」に区分されます（「III-1-(1)受験手続」参照）。

公開試験 (個人受験)	受験者本人が当社の各委員会に申し込みを行い、同委員会が定める試験日と試験会場において受験する試験。
団体受験	任意の団体（学校等教育機関、企業等）の担当者が、同団体での受験者を取りまとめ、その団体の所有する施設を試験会場として実施する試験（試験実施日時は任意）。

<公開試験>

公開試験については、次々回に実施する試験予定日時までホームページにて公開しております。なお、平成28年度の事業計画（実績含む）は次のとおりであり、申込受付期間等各公開試験の詳細につきましてはホームページに掲載しております。

公開試験日	試験名	実施都市	結果通知
平成29年6月4日	ビジネス著作権検定®	札幌、仙台、新潟、東京、横浜、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡	6月21日
平成29年6月18日	情報処理技術者能力認定試験 C言語プログラミング能力認定試験 Java™プログラミング能力認定試験	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	7月5日
平成29年7月2日	コミュニケーション検定	東京、名古屋、大阪	7月19日
平成29年8月6日	ビジネスコンプライアンス®検定	札幌、仙台、新潟、東京、横浜、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡	8月25日
平成29年8月6日	ネットマーケティング検定	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	8月23日
平成29年9月10日	情報処理技術者能力認定試験 C言語プログラミング能力認定試験 Java™プログラミング能力認定試験	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	9月27日

平成 29 年 9 月 24 日	Web クリエイター能力認定試験	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	10 月 13 日
平成 29 年 9 月 24 日	実践日本語コミュニケーション検定	東京、大阪、福岡	10 月 11 日
平成 29 年 11 月 12 日	ビジネス著作権検定®	札幌、仙台、新潟、東京、横浜、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡	12 月上旬 (注 1)
平成 30 年 1 月 14 日	コミュニケーション検定	東京、名古屋、大阪	1 月下旬 (注 1)
平成 30 年 1 月 28 日	情報処理技術者能力認定試験 C 言語プログラミング能力認定試験 Java™プログラミング能力認定試験	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	2 月上旬 (注 1)
平成 30 年 2 月 4 日	ビジネスコンプライアンス®検定	札幌、仙台、新潟、東京、横浜、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡	2 月下旬 (注 1)
平成 30 年 2 月 11 日	ビジネス著作権検定®	札幌、仙台、新潟、東京、横浜、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡	3 月上旬 (注 1)
	ネットマーケティング検定	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	2 月下旬 (注 1)
平成 29 年 3 月中旬 (注 2)	Web クリエイター能力認定試験	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	4 月上旬 (注 1)

(注 1) 当資料作成時における結果通知時期は予定。

(注 2) 当資料作成時における試験開催時期は予定。

<団体受験>

団体受験については、毎年 11 月に次年度実施予定の検定試験の概要等を各受験団体に告知しております。例年、団体受験の申請に関する計画は次のとおりとなっております。

3 月～	委員会ごとに会場申請の受付開始 ※各受験団体は会場規約を確認し、受験会場としての申請を行う。
3 月～	個人情報保護関係書類の提出 ※個人情報保護に関する誓約書の提出。
4 月～	委員会による試験会場の審査 ※会場申請に基づき審査。審査後、認定会場証書を発行。
4 月～	認定会場による団体受験の申込、検定試験の実施 ※4 月以降は随時、団体受験の申込。
11 月～	次年度向けの検定試験の告知開始 ※新試験、制度変更等の案内。

また、当社では検定試験の告知・普及活動の一環として各種業界の専門家を講師として招いたセミナー等のイベントも開催しております。

平成 29 年度の各種セミナー計画（実績含む）は次のとおりであります。

<各種セミナー>

開催日	セミナー名（テーマ、参加費用等）	開催地
平成 29 年 7 月 1 日	コンプライアンスオープンセミナー テーマ：組織に活力を与えるコンプライアンス 対 象：一般（受験者） 費 用：無料	東京
平成 29 年 10 月 17 日	著作権セミナー テーマ：教育現場における著作権教育の必須化について考える ～教員および教員を目指す方へ、著作権の現状とこれからの 知財教育について～ 対 象：一般（受験者）	東京
平成 29 年 12 月 9 日	コンプライアンスオープンセミナー テーマ：組織に活力を与えるコンプライアンス 対 象：一般（受験者） 費 用：無料	東京

3 その他

(1) 検定事業の実績

① 検定試験

各検定試験開始以降の累計受験者数は次のとおりであります。

(下記データは 2017 (平成 29) 年 3 月 31 日現在実施している試験の累計受験者数を集計。)

(単位：人)

委員会名	試験名	開始年	受験者数
情報処理能力認定委員会	情報処理技術者能力認定試験	1983 年	469, 370
	C 言語プログラミング能力認定試験	1992 年	160, 549
	Java™プログラミング能力認定試験	2000 年	44, 599
	ワードプロセッサ技能認定試験	1988 年	88, 714
	ジュニア・プログラミング検定	2016 年	99
ソフトウェア活用能力認定委員会	Excel®表計算処理技能認定試験	1995 年	682, 378
	Word 文書処理技能認定試験	1996 年	436, 939
	Access®ビジネスデータベース技能認定試験	1996 年	82, 882
	PowerPoint®プレゼンテーション技能認定試験	2001 年	50, 530
	Illustrator®クリエイター能力認定試験	1995 年	70, 268
	Photoshop®クリエイター能力認定試験	1995 年	67, 934
Web 利用・技術認定委員会	Web クリエイター能力認定試験	2001 年	136, 596
	ホームページ制作能力認定試験	2005 年	5, 634
	Flash®クリエイター能力認定試験 (注 1)	2001 年	7, 036
	ネットマーケティング検定	2012 年	3, 468
ホテル実務能力認定委員会	ホテル実務技能認定試験	1992 年	35, 902
コミュニケーション能力認定委員会	コミュニケーション検定 (注 2)	2003 年	130, 434
	ケア・コミュニケーション検定	2008 年	6, 149
	ケア・コミュニケーションアセスメント試験	2008 年	834
	営業力強化検定® (WEB テスト含む)	2011 年	1, 197
	実践日本語コミュニケーション検定	2013 年	1, 836
	実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ	2016 年	2, 087
著作権検定委員会	ビジネス著作権検定®	2004 年	55, 038
コンプライアンス検定委員会	ビジネスコンプライアンス®検定	2005 年	19, 711
	ビジネスコンプライアンス®検定 BASIC	2014 年	1, 597
ジュニア・チアダンス検定委員会	ジュニア・チアダンス検定	2014 年	1, 863

(注 1) 2017 (平成 29) 年 3 月 31 日をもって休止。

(注 2) 旧日本語コミュニケーション能力認定試験からの累計人数を記載。

②検定問題集

直近 10 年間（平成 19 年度から平成 28 年度）の各検定試験の問題集（過去問題集を含む）累計販売部数は次のとおりであります。

（下記データは 2017 年（平成 29 年 3 月 31 日）現在実施している試験の問題集を記載。）

（単位：冊）

委員会名	試験名	販売部数
情報処理能力認定委員会	情報処理技術者能力認定試験	27,727
	C 言語プログラミング能力認定試験	29,048
	Java™プログラミング能力認定試験	17,512
	ワードプロセッサ技能認定試験	1,464
	ジュニア・プログラミング検定（注）	-
ソフトウェア活用能力認定委員会	Excel®表計算処理技能認定試験	288,515
	Word 文書処理技能認定試験	242,843
	Access®ビジネスデータベース技能認定試験	26,074
	PowerPoint®プレゼンテーション技能認定試験	43,749
	Illustrator®クリエイター能力認定試験	28,153
	Photoshop®クリエイター能力認定試験	43,032
Web 利用・技術認定委員会	Web クリエイター能力認定試験	40,634
	ホームページ制作能力認定試験（注）	-
	Flash®クリエイター能力認定試験	4,232
	ネットマーケティング検定	1,635
ホテル実務能力認定委員会	ホテル実務技能認定試験	8,119
コミュニケーション能力認定委員会	コミュニケーション検定	15,008
	ケア・コミュニケーション検定	5,012
	ケア・コミュニケーションアセスメント試験（注）	-
	営業力強化検定®（注）	-
	実践日本語コミュニケーション検定	582
著作権検定委員会	ビジネス著作権検定®	25,670
コンプライアンス検定委員会	ビジネスコンプライアンス®検定	13,603
ジュニア・チアダンス検定委員会	ジュニア・チアダンス検定（注）	-

（注 1）問題集（過去問題集）の発行はしていないため販売実績はありません。

(2) 情報開示の方針

①基本方針

全ての学習者及び当社試験の実施機関に対し、適切な情報を公平かつ正確に発信・開示することで、公正かつ透明性の高い検定試験を実現する。

併せて、当社の検定試験の質的向上及び信頼性の確保を図ることを目的に当該資料を継続的に作成し、積極的な開示に努める。

②情報開示の基準

文部科学省が公表した「検定試験の評価ガイドライン」に基づき、公平・正確・明瞭・継続を基本とした情報開示を行うものとする。

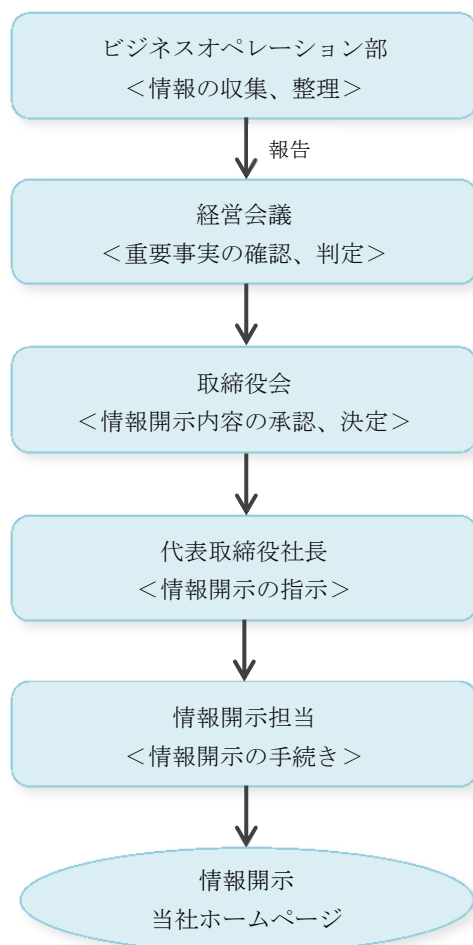
また、当該ガイドラインに記載がない場合でも、当社が重要であると判断した事項については開示を行うものとする。

③情報開示の方法

毎年 11 月に情報の更新を行い、当社ホームページ内に掲載するものとする。

また、必要に応じて当社が重要であると判断した場合には、適時、開示を行うものとする。


④情報開示にかかる流れ



(3) 個人情報保護の取組

当社は、個人情報保護法をはじめとする関連法令、個人情報保護に関する社内規定を遵守し、全ての受験者、当社検定試験の実施機関及び取引業者から受け取った個人情報を、厳重に取り扱い管理しております。

また、当社は、事業の特性上、個人情報の保護を最重要課題と捉え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が制定するプライバシーマークを下記のとおり取得しております。

登録番号	10840138(06)	
登録年月日	2006（平成18）年4月24日	
認定年月日	2016（平成28）年10月4日	
審査機関	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	
JIS規格	JIS Q 15001:2006	

①個人情報保護方針

サーティファイ 個人情報保護方針

株式会社サーティファイ（以下「当社」といいます。）は、ビジネス能力・技能に関する資格検定試験の開発、主催、実施、及び試験に対応した問題集の開発、販売を事業として営んでおります。当社は、事業の特性上、個人情報の保護を最重要課題と捉え、適切な安全管理を行うことは社会的責任を果たすことと認識しています。個人情報保護方針を定め、個人情報保護マネジメントシステムを構築し、その履行に努めて参ります。

1. 適正な個人情報の収集・利用目的・提供

個人情報の収集にあたっては、あらかじめ利用目的を特定し、その目的の達成に必要な範囲内で適法且つ適正な手段をもって収集します。

収集した個人情報の利用にあたっては、あらかじめ本人の同意を頂いた利用目的の達成に必要な範囲で取り扱うものとし、目的以外の利用を防止するための適切且つ十分な措置を講じます。なお、新たな利用目的が生じた場合には、その旨をご案内し、同意を求めます。

個人情報の提供を必要とする場合には、本人の同意を頂いたうえで行います。

2. 法令・規範の遵守

当社は、個人情報の取扱いにおいて個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を遵守します。

個人情報の収集、利用及び提供を必要とする場合には、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム要求事項（JIS Q 15001）」に準拠した当社の個人情報保護マネジメントシステムを遵守し、厳正な管理のもとで行います。

3. 安全対策の実施

当社は、個人情報の正確性及び安全性を確保するため、管理体制を確立するとともに適切な安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の予防並びに是正に努めます。

4. 苦情・相談への対応

当社は、個人情報に関する本人の権利を尊重し、本人から情報の開示・訂正・追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求められた場合、並びに個人情報に関する苦情または相談の申し出があった場合には、関連する法令や国が定める指針その他の規範等に照らし適切に、遅滞なくこれに対応します。

5. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社の個人情報保護マネジメントシステムは、定期的な監査結果、法令等の改廃や社会環境の変化に適応して、継続的に改善を図ります。

以上

②個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱い

1. 個人情報の利用目的

別表「③利用目的」の通りです。

2. 個人情報の第三者提供

取得した個人情報は、本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、第三者へ提供することはありません。

3. 個人情報の外部委託

取得した個人情報は、利用目的達成の必要範囲内で、委託先に対し、個人情報の適切な保護に関する契約を締結した上で外部委託する場合があります。

4. 個人情報に関する問合せ

当社にご提供いただいた個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合、本人もしくは代理人であることの証明書(※)、及び「個人情報開示請求書」「個人情報訂正・利用停止等請求書」を当社お問合せ先に提示し、ご連絡下さい。

その他個人情報に関する問合せ・苦情・相談につきましても同様に当社お問合せ先にご連絡下さい。

※本人であることの証明書：運転免許証、写真付住民基本台帳カード、パスポート等代理人であることの証明書：上記に加え本人の印鑑証明書(原本)付委任状

- ・利用目的の通知または個人情報の開示等を求める際の手数料は必要ありません。
- ・現在当社の所属する認定個人情報保護団体はありません。

5. 個人情報の必須項目

個人情報の提供は任意ですが、個人情報には氏名等、各利用目的に応じた必須項目を定めており、必須項目をご提示いただけない場合には当社の各種サービスをご提供できません。

6. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

以上

③利用目的

区 分	利 用 目 的
サーティファイの各委員会が主催する各種試験の受験者・受験申込者の個人情報	試験の各種申請・申込受付、試験の実施(事前準備・出欠確認)、採点・合否処理、結果通知、認定証再発行等の試験運営を行うため。 各種問合せ対応、受験者情報の管理、提携団体・試験会場への連絡等を行うため。 当社が有益と考える情報(試験案内・教材・研修会等の情報)を提供するため。
試験会場実施責任者・担当者・公開試験会場担当者の個人情報	試験の各種申請・申込受付、試験会場設置、結果送付等の試験運営に関する連絡・確認を行うため。 各種問合せ対応、受験者情報の確認を行うため。 当社が有益と考える情報(試験案内・教材・研修会等の情報)を提供するため。
資料請求、ハイライセンスシール及びオフィス・マスター申請者の個人情報	各種資料、ハイライセンスシールもしくはオフィス・マスターの送付、各申請者情報の管理を行うため。 当社が有益と考える情報(試験案内・教材・研修会等の情報)を提供するため。
認定インストラクター申請者の個人情報	認定インストラクターの審査、送付、各申請者情報の管理を行うため。 サーティファイ作成の各種試験案内パンフレット、Web サイト等各種媒体への掲載をするため。
サーティファイが発行する問題集購入者の個人情報	問題集の送付、各種問合せ対応、問題集購入者情報の管理を行うため。 当社が有益と考える情報(試験案内・教材・研修会等の情報)を提供するため。
開示等の請求者の個人情報	請求者の本人確認、開示等の請求への対応、請求者情報の管理を行うため。
サーティファイが実施する各種セミナー参加者、各種アンケート回答者等の個人情報	各種問合せ対応、必要に応じ事後確認等の連絡をするため。 当社が有益と考える情報(試験案内・教材・研修会等の情報)を提供するため。
サーティファイが主催する各種イベント・コンテスト、合格体験記等応募者等の個人情報	応募者への各種通知、各種問合せ対応、媒体・Web サイトへの掲載確認等の連絡をするため。 当社が有益と考える情報(試験案内・教材・研修会等の情報)を提供するため。
サーティファイが業務を委託する委託先の代表者・担当者の個人情報	委託業務に関する連絡(業務内容、契約、支払等を含む)を行うため。
サーティファイの各委員会の構成委員の個人情報	サーティファイ作成の事業案内、各種試験案内パンフレット、雑誌・新聞・Web サイト等各種媒体への掲載をするため。 委員会開催、販売促進、試験開発等に関する連絡・確認を行うため。

サーティファイの役員・職員・パート アルバイト等従業者に関する個人情報	人事管理や各種連絡をするため。 家族等からの問合せ対応をするため。 役員については、事業案内、Web サイト等各種媒体への掲載をするため。
サーティファイへの採用応募者の個人情報	採用選考に関する各種連絡・通知を行うため。
試験関連サービスの受託に伴い委託 元より預かる個人情報	各種試験代行業務及び付帯するデータの入出力、プリント業務等の サービスを行うために委託された情報について、委託元との契約に 定める業務を行うため。

④個人情報保護管理責任者及び問合せ先

管理責任者	株式会社サーティファイ 代表取締役社長 国山 広一		
問合せ先	株式会社サーティファイ 個人情報担当		
電話番号	0120-031-749	FAX 番号	0120-031-750
E-mail	info@certify.jp		